

利府西中学校いじめ防止基本方針

平成29年 4月
利府町立利府西中学校

目 次

はじめに	1
I いじめの定義	1
II いじめの理解	2
III いじめの防止等に関する基本的考え方	3
1 いじめの防止	3
(1) 基本的考え方	3
(2) いじめの防止のための措置	3
2 早期発見	5
(1) 基本的考え方	5
(2) いじめの早期発見のための措置	5
3 いじめに対する措置	5
(1) 基本的考え方	5
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	6
(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	6
(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	7
(5) いじめが起きた集団への働き掛け	9
(6) ネット上のいじめへの対応	9
4 その他の留意事項	10
(1) いじめ対策年間指導計画等	10
(2) 組織的な指導体制	10
(3) 校内研修の充実	10
(4) 校務の効率化	10
(5) 学校評価	11
(6) 地域や家庭との連携について	11
IV いじめの防止等の対策のための組織	11
1 「いじめ問題対策委員会」の設置	11
2 「いじめ問題対策委員会」の役割	11
3 「いじめ問題対策委員会」の構成	11
4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割	13
V 重大事態発生に係る調査を行うための組織	15
1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）	15
(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき	15
(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	15
(3) その他	15
2 「いじめ問題調査委員会」の役割	15
3 「いじめ問題調査委員会」の構成	15
(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	15
(2) 学校の設置者が調査主体となる場合	16
VI 重大事態発生に係る調査	17
1 事実関係を明確にするための調査の実施	17
2 調査の方法	17
(1) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合	17
(2) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合	17
(3) 調査を行う際のその他の留意事項	18
3 調査結果の提供及び報告	18
(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	18
(2) 調査結果の市町村長への報告	18
(3) いじめた生徒及び保護者への説明	18
(4) 他の保護者への対応	18
4 その他の留意事項	19
(1) 地域住民等への対応	19
(2) マスコミへの対応	19
(3) その他	19
<資料1> いじめ発見のためのアンケート（例）	23
<資料2> 教育相談体制（例）	24
<資料3> いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）	26
<資料4> 教師用・学校用チェックシート（例）	27
<資料5> いじめ対策年間計画（例）	30
<資料6> 学校評価の進め方（例）	31
<資料7> 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」（例）	32

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

利府西中学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針・宮城県いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定します。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾や

スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

II いじめの理解

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- ・いじめは、人間として決して許されない行為という強い認識に立つ。
- ・いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方については学校の在り方が問われる問題である。

- ・いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題です。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しています。
- ・いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題です。

Ⅲ いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの未然防止の取り組み

(1) 基本的考え方

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことです。全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していきます。

生徒に集団の一員として自覚や自信を育て、お互いを認め合える人間関係をつくる出すために以下のことを実践します。

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させます。
- ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・学校教育の全領域で、ものごとに挑戦したり、相互に認められたりする場面を設定し、生徒の自己肯定感を高め、自尊感情を育みます。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止します。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てます。
- ・子どもたちの実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施します。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止します。

○体験教育の充実

・生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する場面を設定します。

・ボランティア体験や農業体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れます。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、班活動や縦割り活動、小中連携等の他者と関わる機会や社会体験を積極的に取り入れます。

○保護者や地域の方への働きかけ

・授業参観や保護者会の開催、自由参観、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行います。

・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。

2 早期発見への取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められます。そのために、日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。また、定期的にアンケートの調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え実態把握に努め、全教職員で情報を共有し、保護者とも連携して取り組みます。そのために、以下のことを実践していきます。

○日々の観察

・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけるとともに、学級担任・教科担任・部活動顧問等の連携を密にし、いじめの早期発見を図ります。

・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指します。

・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用します。

・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをします。

○観察の視点

- ・生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施します。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努めます。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたるよう助言します。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と生徒の信頼関係を形成します。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と効果的に連携し、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定します。
- ・2学期には三者懇談を実施し、学校のいじめ等に関する指導を啓発するとともに、保護者の考えや思いを知る機会とします。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、月1回実施します。

○保護者からの相談

- ・学級担任、学年主任やスクールカウンセラーが連携を密にして保護者の相談にあたります。

3 早期対応の在り方

(1) 基本的考え方

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導します。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たります。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握します。

○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にします。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をします。
- ・学期1回定期的にいじめ等対策委員会を開催し、情報の共有に努め、いじめに対する早期対応を検討します。

・教育委員会，関係機関（町子供福祉課・警察・県中央児童相談所等）との連絡調整を行います。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護，心配や不安を取り除くよう最大限の努力をします。
- ・いじめた子どもに対して，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに，「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせます。

○直接会って保護者と連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明します。
- ・保護者の協力を求め，学校との指導連携について協議します。

○今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行います。
- ・スクールカウンセラー等を活用し，子どもの心のケアをはかります。
- ・心の教育の充実意を図り，誰もが大切にされる学級運営を行います。

○相談体制の充実

- ・学校だけでは解決困難な事案に対して専門機関や相談窓口を活用します。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・子ども理解に関する研修，指導援助に関する研修を実施します。
- ・各分掌の役割を明確化し，日常的な取組を実施します。

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。

4 生徒，保護者への対応

○いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度¹を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

○いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定にもとずき適切に、生徒に対して懲戒を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市町村教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

○いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたり

するなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

5 ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロール²と情報モラル教育³

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や市町村教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

また、生徒が悩みを抱え込まないように、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や総務省推薦の「E ネット安全教室」の講話を行い、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

IV いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には，いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

<p><学校の教職員></p> <ul style="list-style-type: none">・校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任，部活動担当教員等）
<p><心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー・弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員等
<p><保護者や地域住民等></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者の代表（PTA役員等）・生徒の代表（生徒会役員等）・地域住民

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

<学級担任>

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる，見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように，指導の在り方に注意を払う。

<養護教諭>

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<生徒指導主事>

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

<管理職>

- ・全校集会などで，校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など，生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

- ・保健室利用の児童生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

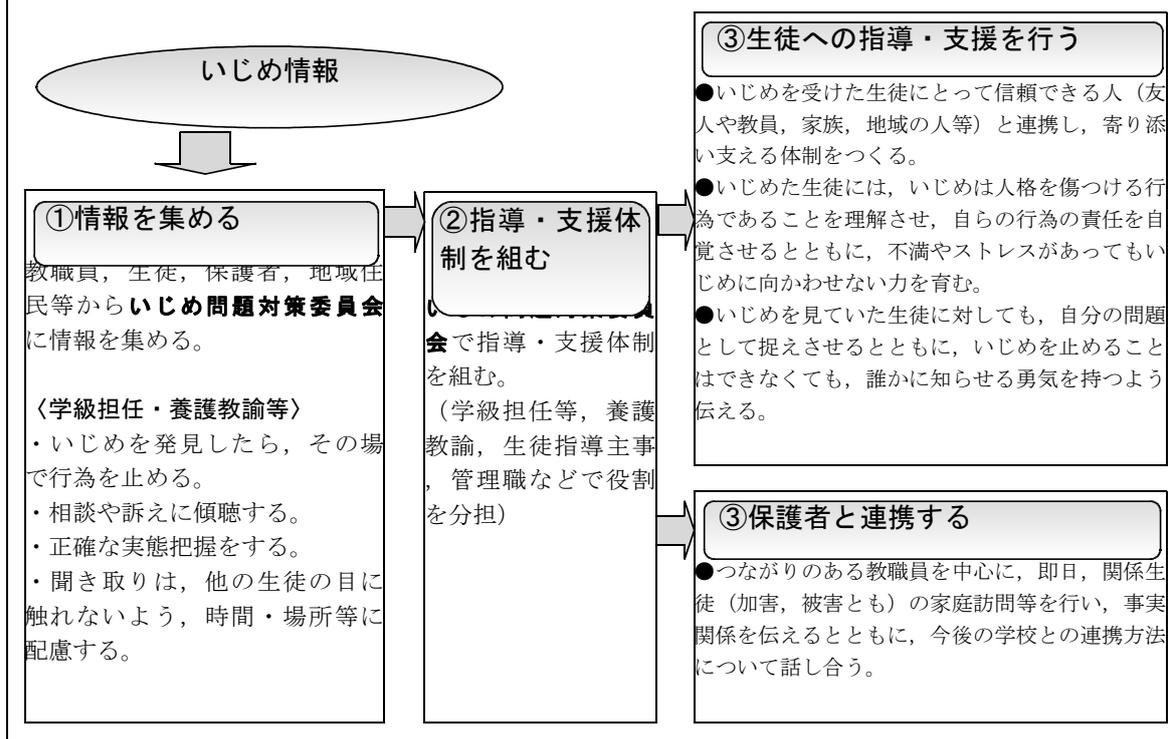
〈生徒指導主事〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

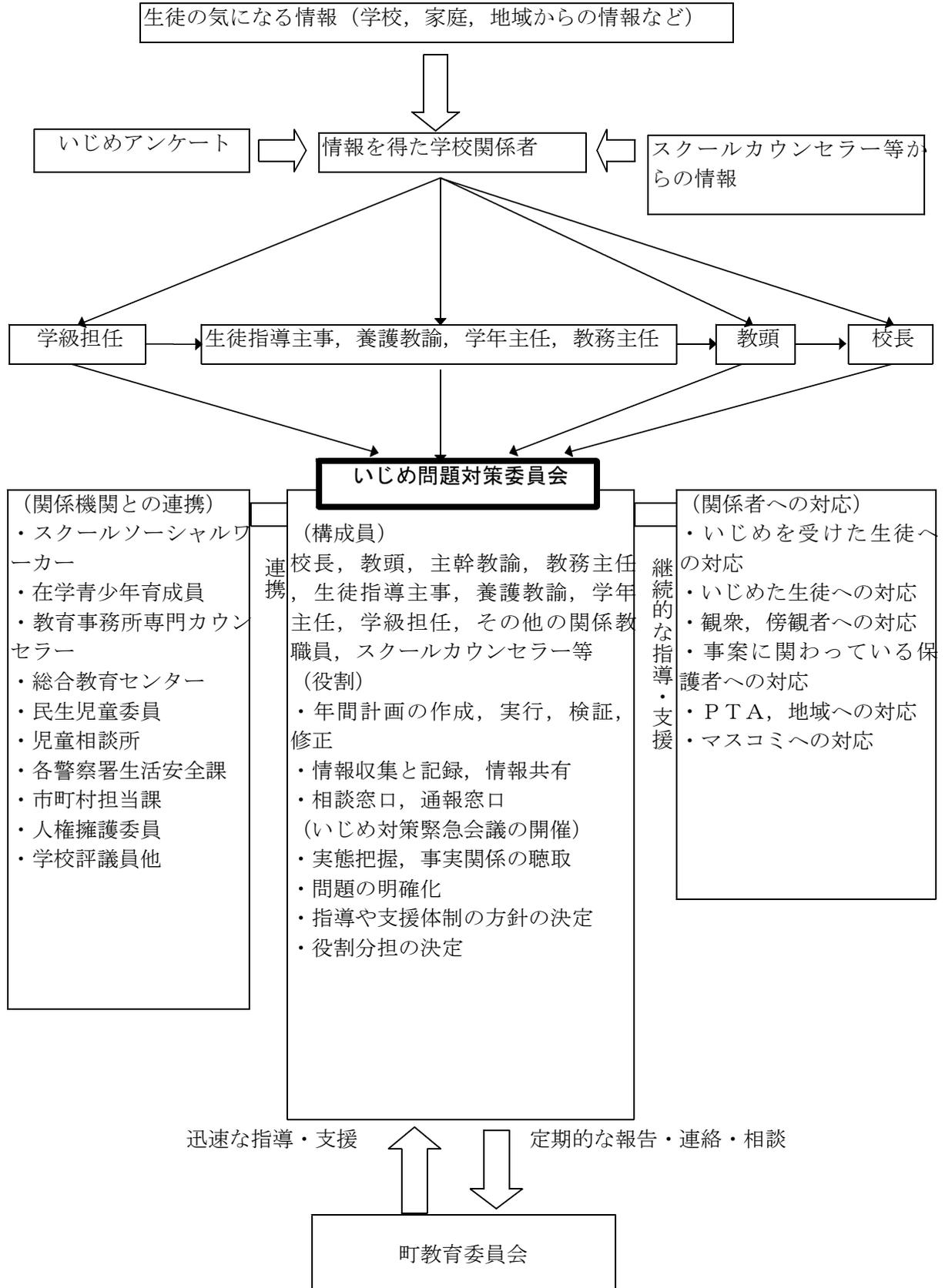
〈管理職〉

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置



【いじめ問題対策委員会】



V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

市町村教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。【「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料 5 ⑨ P9参照】

(例)

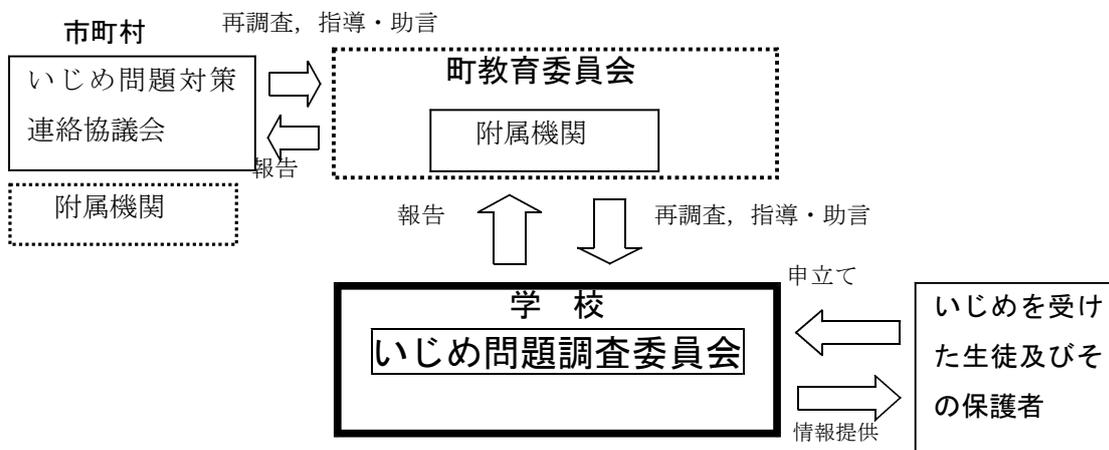
<いじめ問題対策委員会>・・・母体として

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、教育相談担当教員、その他の関係職員（学級担任、部活動担当教員等）

<適切な専門家>・・・市町村教育委員会の指導を受けて

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

【いじめ問題調査委員会】（いじめ問題対策委員会を母体とした場合）



(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

① 構成員

町教育委員会が定めたものを記載 ⇔ 決定次第挿入

② 組織図

町教育委員会が定めたものを記載 ⇔ 決定次第挿入

VI 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

- 学校は、市町村教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は町教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う（資料7，P32～33参照）。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、市町村教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の町長への報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長へ報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町教育委員会を通じて町長へ送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。
（例）電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

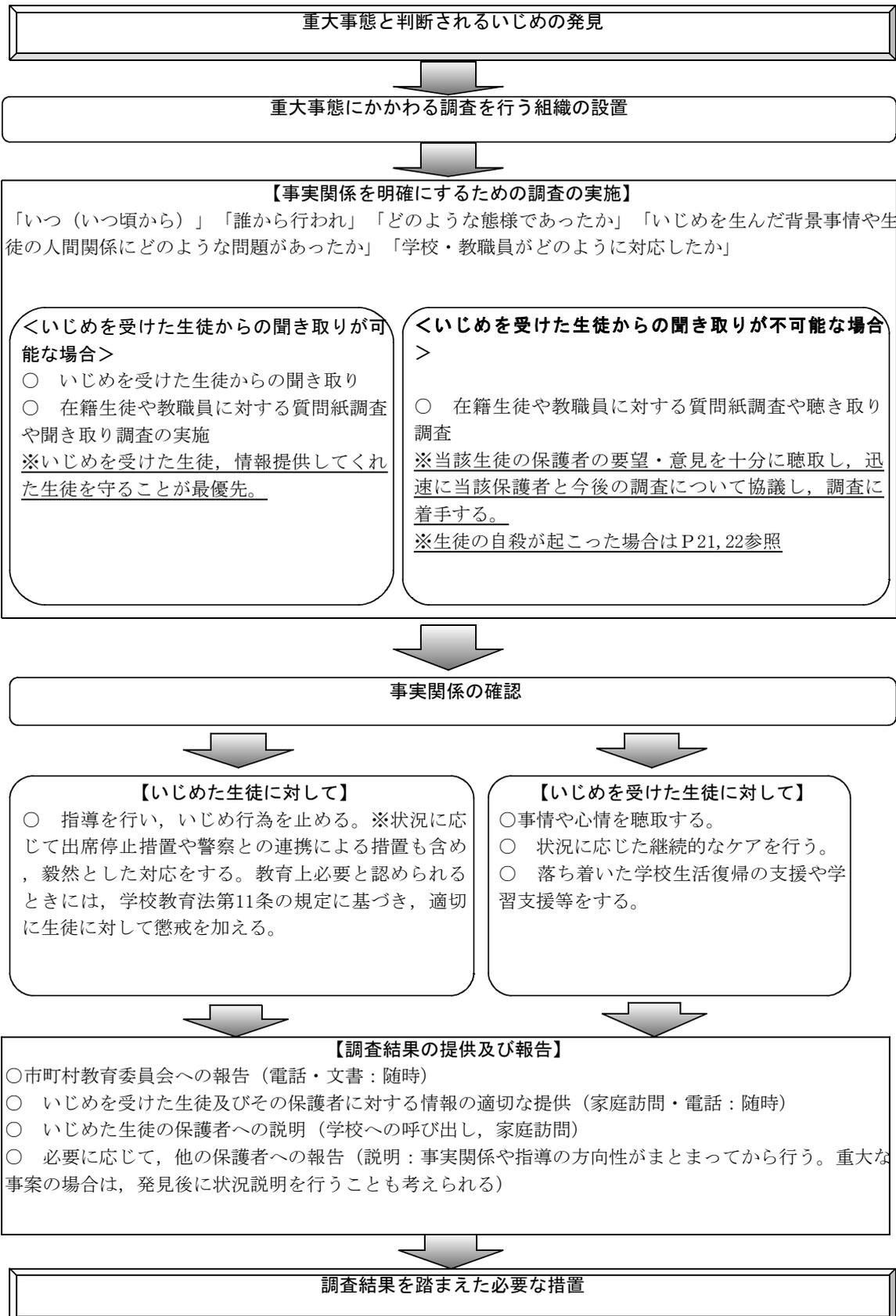
(2) マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、市町村教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

- ・ 生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、町教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞



＜参考＞ 生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）
の「自殺の背景調査」における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

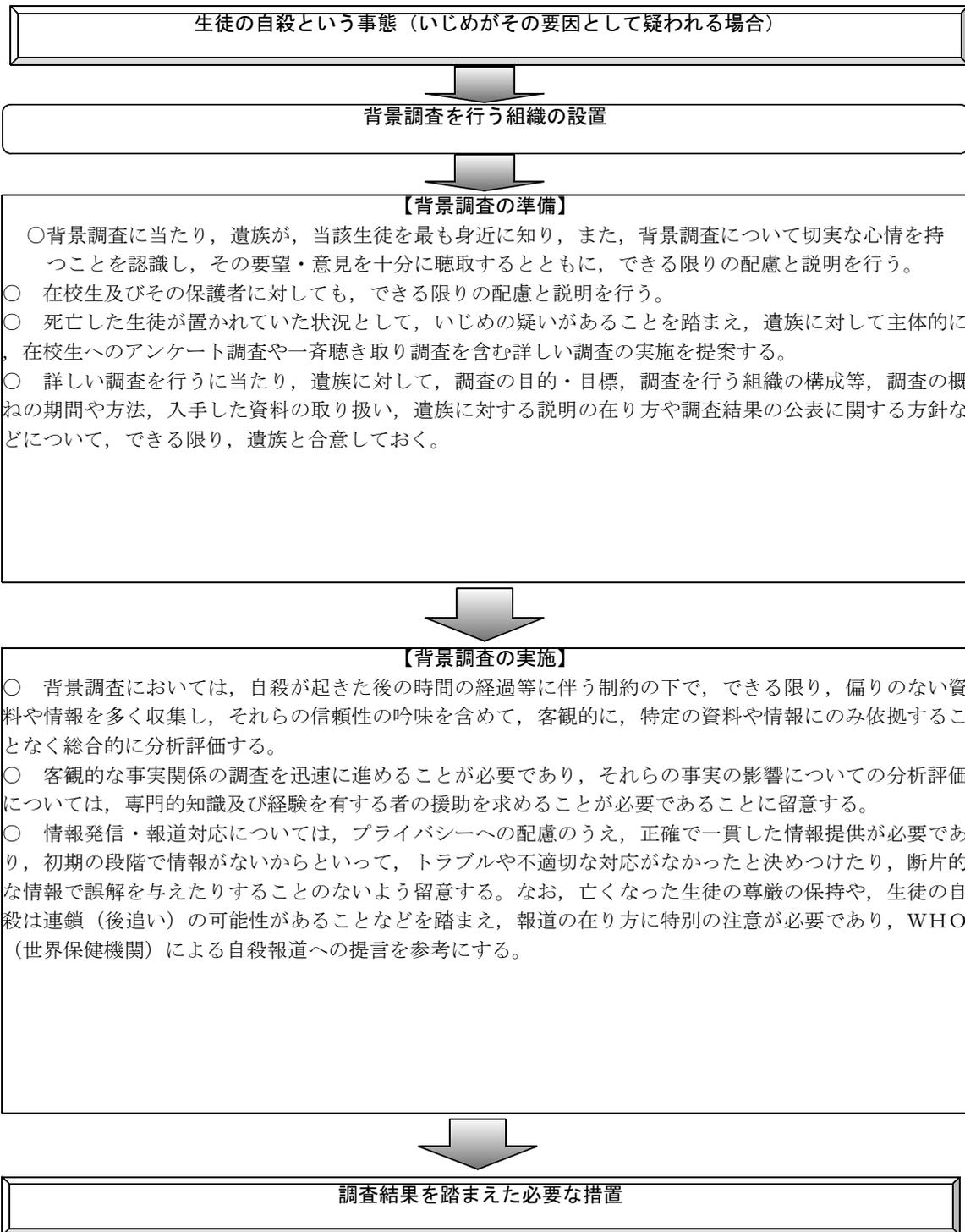
③ 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

<自殺の背景調査のフロー>



〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート

生徒の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケート等を実施する。

1 対象

中学校1～3学年

2 実施について

(1) 実施方法

簡易アンケートは、無記名とし、月1回程度は実施し、学級経営等の参考にする。
また、学期末には記述式のアンケートを実施する。

(2) 簡易アンケートの様式・記述式アンケートの様式 別添

(3) 活用

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。また、直近の生徒指導部会で情報交換を行い、いじめ対策委員会の報告する。

〈資料2〉教育相談体制

1 校内における教育相談体制

(1) 教育相談に当たって

- ① 一人一人の児童生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、教育活動の実践の中に生かしていく。

(2) 教育相談担当教員の配置

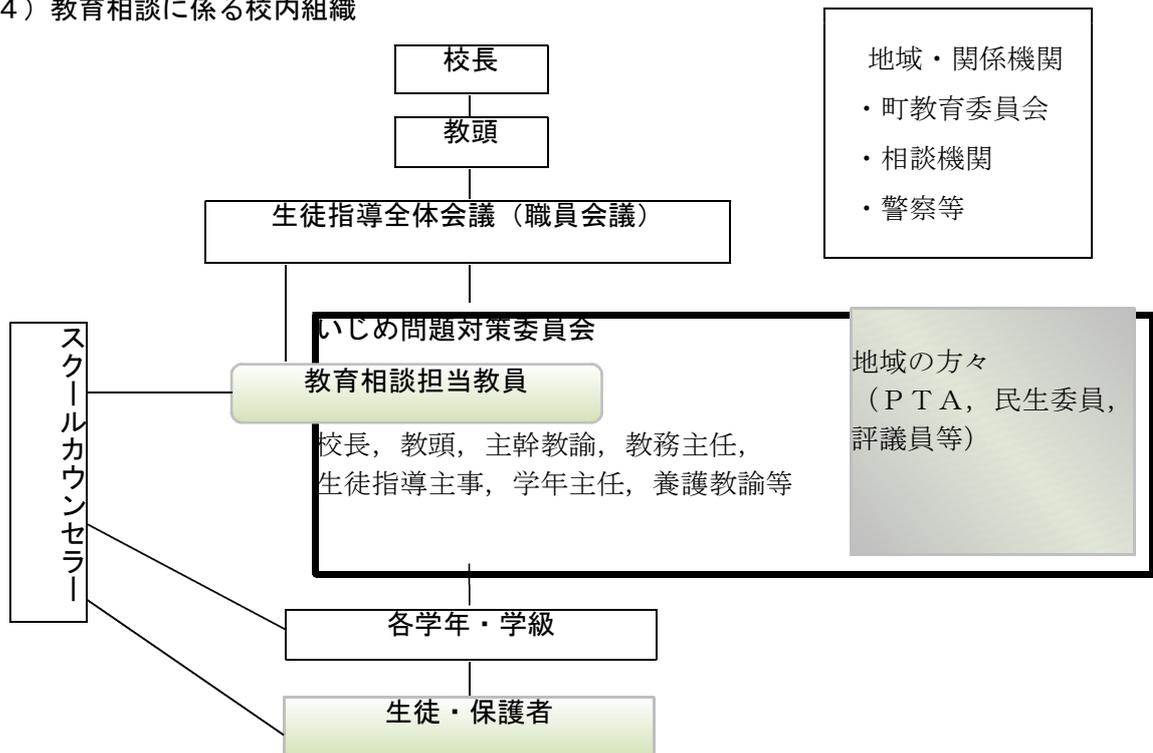
- ① 校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、教育相談担当教員を置く。
- ② 担当
生徒指導主事が担当する。
※ 担当は、生徒指導主事の他にも、養護教諭やスクールカウンセラー担当教員等、校内の体制や事情により、様々に考えられる。
- ③ 主な役割
 - ・生徒や保護者に対する教育相談
 - ・生徒理解に関する情報収集
 - ・事例研究会や情報連絡会の開催
 - ・校内研修の計画と実施
 - ・町教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

(3) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会ですクールカウンセラーを積極的に活用することで、生徒及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

- ・生徒の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・生徒のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・保護者との面談を通して、より一層の生徒理解を図る。
- ・関係機関との橋渡しをする。
- ・小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・教員の研修やスキルアップを図る。
- ・生徒・保護者への心理教育をする。

(4) 教育相談に係る校内組織



2 各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（生徒、保護者等）の相談窓口を広く確保する。

〈資料3〉いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）

	チェックシート	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
登下校	いつも特定の友達が迎えに来る。		
	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
帰宅時	途中で家に戻ってくる。		
	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
友人関係	外出したがる。		
	学用品や自転車，持ち物が壊れていたり，落書きがあつたりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり，いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
家庭での様子	友達から頻繁に電話やメールがあり，それを気にする。		
	遊んでいるとき，友達から横柄な態度をとられている。または，とっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
家庭での様子	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり，兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
なかなか寝付けない。			

〈資料4〉 教師用・学校用チェックシート

1 いじめ発見チェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに，用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。 保健室やトイレに行きたがる。	
休み時間	テストの成績が急に下がり始める。	
	グループ活動で孤立しがちである。	
	教室や廊下で，一人であることが多い。あるいは，自分の机から離れない。 休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。 用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろうろしたりする。 そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。 物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。 遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。 グループから外れて一人ぽつんとしており，沈みがちになっている。	
給食時間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。 特定の生徒だけが片付けをさせられている。	
清掃時間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。 清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰りの会	特定の生徒の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。	
	他の生徒の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。 急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。	
部活動等	一人で準備や片付けをさせられる。または，休憩中一人である。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛，腹痛，体調不良をよく訴える。	
	特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。 理由がはっきりしない，けがや汚れがある。	

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の生徒に声をかけ、生徒のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の生徒に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	生徒同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等，小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど，保護者とコミュニケーションをとっている。	
家庭と連携しながら，生徒の基本的生活習慣の定着を図っている。		
道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ，指導している。		
生徒会活動等で，いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
生徒に幅広い生活体験を積ませ，社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	生徒と触れ合いながら，生徒の変化をつかんでいる。	
	生徒たちを複数の目で見ると，教室以外での生徒の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し，情報収集を図っている。	
	生徒と信頼関係ができており，生徒が悩みを相談している。	
	生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが，すぐに管理職や学年主任，教育相談担当等に報告されている。	
日常生活の変化等，気になることをすぐ保護者と話し合っている。		
指導体制	いじめ問題の解決に向け，全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き，職員間の共通理解を図っている。	
	生徒が出すサインを見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し，問題を軽視することなく適切に対応している。	
学校外連携	P T Aや地域の関係団体とともに，いじめ問題について協議する機会を設けるなど，いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して，いじめ問題についての啓発を行うとともに，家庭訪問や学校だより等を通じ，家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して，生徒指導の基本方針や問題行動への対処，関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて，児童相談所，警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。	
いじめを受けた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

〈資料6〉 学校評価の進め方

学校関係者評価委員会	学校（いじめ問題対策委員会）	生徒・保護者等
<p>○取組の方針等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画 ・重点目標 ・評価項目 ・評価方法等 	<p>【PLAN】</p> <p>○今年度の計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策年間計画の作成 ・重点目標の設定 ・目標達成に必要な評価項目・指標等の設定 	<p>計画等の周知</p>
<p>○授業・学校行事の参観, 校長との意見交換</p>	<p>【DO】</p> <p>○取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業, 学校行事等 ・校内研修会, アンケートの実施等 	<p>授業, 学校行事の公開</p>
<p>○中間評価の結果について評価</p>	<p>【CHECK (1)】</p> <p>○実施状況の評価（中間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価 ・必要に応じて見直し 	
<p>○自己評価の結果と改善方策について評価</p>	<p>【CHECK (2)】</p> <p>○実施状況の評価と評価結果を踏まえた改善方策の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価 	<p>生徒, 保護者等を対象にしたアンケート実施</p>
	<p>【ACTION】</p> <p>○学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の結果等の公表 ・次年度の計画等に反映 	<p>自己評価・学校関係者評価の結果と改善方向について, 保護者・地域住民等に公表する。</p>

〈資料7〉重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

平成 年 月 日
 時刻： 時 分から
 時 分まで

記録者：

年 組 氏名 _____

〈された場面〉

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・誰に どんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

〈説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）〉

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

平成 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで
記録者：

年 組 氏名 _____

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>